

## 訪問事業の目的と内容

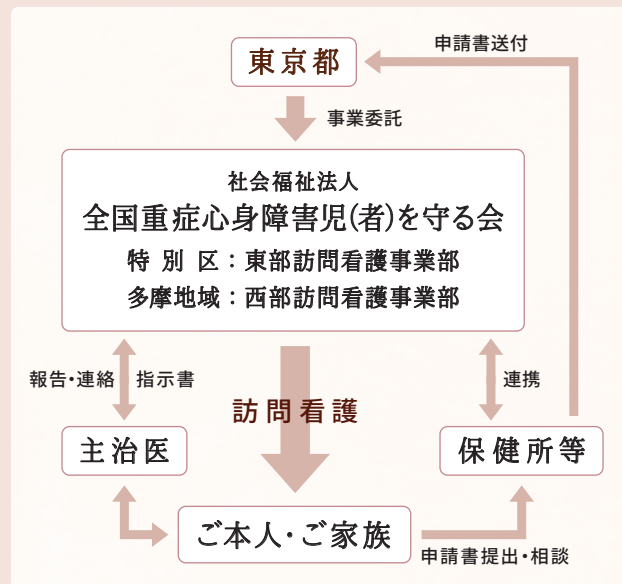
### 東京都在宅重症心身障害児(者)等訪問事業

ご家族が自信を持ってご自宅で看護・療育ができるよう、看護師が入院先やご自宅に訪問し支援します。

※看護・介護の代替や介護者の負担軽減、休養等を目的としたものではありません。

## 仕組み

本事業は、東京都が社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会に委託して実施しています。

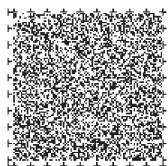


事業の詳細については東京都福祉局のホームページでもご確認いただけます。

東京都 重心訪問事業 [検索](#)

## 個人情報の取り扱いについて

都が取得した個人情報は、取得目的の範囲内で利用し、取得目的を超えた利用及び提供は、「個人情報の保護に関する法律施行条例」で定める場合を除き、一切いたしません。



東京都福祉局  
障害者施策推進部施設サービス支援課  
電話(直通) 03(5320)4360  
登録番号 (5)124

## 申込から訪問開始まで

- 1 医療機関や保健所等に  
本事業の利用について相談**  
本リーフレット等により事業の紹介を受けます。
- 2 保健所等に申請書を提出**  
ご家族が申請書を記入し、お住まいの地域を管轄する保健所又は保健センター等に提出します。
- 3 保健師による面接**  
保健師が面接や家庭訪問等によりお子さんとご家族の状況を伺い、申請書と状況調査票(保健師作成)を東京都に送付します。
- 4 訪問事業の決定**  
東京都の対象者決定会議において、訪問事業の支給の可否及び利用期間(原則1年以内)を決定します。結果は保健所を経由して、ご家族に通知します。
- 5 訪問を開始**  
主治医との調整後、訪問を開始します。お子さんが退院するまでは医療機関に訪問し、ご家族の相談やご自宅の療育環境の調整、関係機関と連携し支援を行います。退院後はご自宅に訪問します。
- 6 終了**  
支援目標の達成度合やお子さんの状況等により訪問事業を終了します。  
**更新**  
継続利用が必要な場合は、更新申請ができます。

## 問合せ・申請窓口

お住まいの地区を管轄する保健所(お住まいの地区によっては保健センター等)です。

東京都 保健所・保健センター [検索](#)

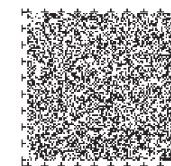
医療的ケア等が必要なお子さんとご家族のための

東京都

## 訪問事業のご案内

無料

はじめての退院から  
ご自宅の生活まで、  
看護師が寄り添います



東京都

このマークは、目の不自由な方などのための「音声コード」です。▶  
専用の読み上げ装置及び音声コード対応携帯電話で読み取ると、記載内容を音声で聞くことができます。

## お家生活スタート時の不安や疑問に寄り添います

### 医療的ケア

病院で教えてもらったことが自宅でできるかな・・・

### 環境調整

ベッドや医療機器の配置はどうしたらいいの？

### 入浴

安全にお風呂に入れられるかな

### きょうだい

きょうだいや家族との時間も大切にしたい

### 外出や受診

持ち物やバギーへの移乗方法、移動中や外出先での医療的ケア…できるかな

### 療育

療育ってなんだろう

入院中の相談から訪問看護も

**無料**



## 入院中

### お家に帰ってくるお子さんとご家族をサポート

- お子さんが入院している医療機関に訪問します。
- ご家族との面談や家庭訪問等をしながら、退院後の生活、療育環境の準備のお手伝いをします。
- 一時外泊のときにご自宅に訪問したり、お子さんのバギー等の移乗や移動のアドバイスをします。



## 退院後

### お子さんとご家族のお家生活をサポート

- 訪問看護師がご自宅に訪問します。
- お子さんの健康管理、医療的ケアの指導や療育の相談ができます。

## 訪問看護

週1回  
看護師による訪問看護

- 利用料は無料です(主治医の指示書にかかる費用はご利用者の負担となります)。
- 事業の利用は原則1年以内です。
- 訪問実施日、時間は原則固定です。
- 月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までです。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)は実施していません。
- 必要な場合のみ(年1回)、医師等による訪問健康診査・療育相談を実施します。



### 対象となる方

都内に住所を有し、在宅で生活をする医療的ケア児、重症心身障害児(者)の方が対象です。

### 医療的ケア児の方

● 申請時の年齢は18歳未満で、医療的ケアがなくなった場合もしくは18歳に達した場合は事業対象外となります。

※ 本事業における医療的ケア児とは、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児をいいます。

### 医療的ケア(以下のいずれかのケアを受けていること)

- 1 人工呼吸器管理
- 2 気管内挿管、気管切開
- 3 鼻咽頭エアウェイ
- 4 酸素吸入
- 5 6回/日以上この頻回の吸引
- 6 ネブライザー 6回/日以上又は継続使用
- 7 中心静脈栄養 (IVH)
- 8 経管(経鼻・胃ろう含む)
- 9 腸ろう・腸管栄養
- 10 継続する透析(腹膜灌流を含む)
- 11 定期導尿(3回/日以上)
- 12 人工肛門

### 重症心身障害児(者)の方

● 申請時の年齢は問いません。

※ 重症心身障害児とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童(大島分類の1から4までに該当)を言います。児童福祉法上の概念であり18歳までにその状態になった方です。

